

様式第四十七（第22条関係）

（表面）

第 号	生産性向上特別措置法第30条の規定による立入検査証
写 真	調査の名称
	職名及び氏名
	生年月日 年 月 日
	上記の者は、生産性向上特別措置法第30条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明します。
	有効期限 年 月 日
年 月 日	
主務大臣 印	

（裏面）

生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）（抄）

第30条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、情報処理推進機構等に対し、第28条第2項及び第3項に規定する業務に関し報告を求め、又はその職員に、情報処理推進機構等の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第55条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。